

利用していない緊急通報装置は廃止の手続きをお願いします

市では、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方などに対し、緊急事態時にボタンひとつで消防署へ連絡のできる緊急通報装置を貸与していますが、利用者の方が施設入所やお亡くなりになったなどにより装置を利用しなくなった場合は、廃止の手続きが必要になります。

機器を取り付けたままにしておくと、電池切れや誤報などのおそれがありますので、利用していない緊急通報装置がある場合は、すみやかに廃止の手続きと機器の返却をお願いします。

廃止の手続きは、長寿福祉課またはお近くの各支所窓口でお願いします。

申請・問 **本庁** 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2111 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

「ひたまる商品券(物価高騰対応分)」を配布します

市では、物価高騰の影響を受けた生活者支援と市内経済の活性化を目的に「ひたまる商品券(物価高騰対応分)」を全市民に配布します。

【ひたまる商品券(物価高騰対応分)】

- 金 額 1人あたり3,000円(額面500円×6枚)
- 対 象 者 令和4年9月30現在 市内に住民登録のある方
- 配布方法 全市民を対象に世帯人数分の「ひたまる商品券(物価高騰対応分)」を世帯主宛に郵送します。
- 配布時期 11月下旬予定
- 使用期限 令和5年1月31日(火)まで
- 取 扱 店 郵送時に取扱店一覧表を同封します。
市ホームページにも掲載してあります。
商品券が利用できる取扱店は、青色の「のぼり」が目印です。
※今回の商品券は、大型店ではご使用できませんので、ご注意ください。

問 **本庁** 新型コロナウイルス相談窓口(商工観光課内) ☎55-8063

指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方に難病患者福祉見舞金を支給します

- 対 象 者 指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証を所持し、令和4年10月1日時点で市内に住民登録のある方 ※生活保護法による扶助者は除く
- 手 当 額 年額20,000円
- 受付期限 令和4年12月20日(火)まで
- 申請場所 社会福祉課または各支所
- 持 ち 物 ①指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証
(令和4年10月1日時点で有効なもの)
②印鑑(代理申請の場合)
③振込先口座番号がわかるもの(通帳等)

※昨年度以前に申請した方で、振込先口座等に変更がない場合は、受給者証のみ持参してください。

※新型コロナウイルス感染症予防のため郵送での申請も受け付けます。

問 **本庁** 社会福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線134・135